

●令和6年度泉佐野市入札参加登録業者名簿に記載があり、登録業種に追加または変更がない場合は、今回の追加申請は不要です。

R6年度に登録がない場合 → 今回の業種はすべて「新規」です。

R6年度に登録がある場合

①登録している業種を変更する場合は、「業種変更」です。

②業種を追加する場合は「新規」です。

- ・「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品供給等」「役務提供等」の部門のなかで、登録している業種に変更がない場合は、「申請しない」にチェックしてください。R7年度においてその業種は「継続」となります。

例) R6年度に「建設工事」の土木一式で登録がある場合で、「物品供給等」の電気製品を登録する場合（「建設工事」の土木一式はR7年度も継続を希望）

↓
「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「役務提供等」は「申請しない」、
「物品供給等」は「申請する」

③役務提供等のみ、第3希望まで業種登録が可能です。

- ・ただし、1つの業種でも「新規」または「業種変更」がある場合は、R6年度と同じ業種については、「継続」で入力してください。
その場合、R6年度と同じ業務内容で入力してください。

- ・R6年度の希望業種の順位を変更する場合は、「継続」です。
その場合、R6年度と同じ業務内容で入力してください。